

事務事業評価の評価結果について（平成26年度の事業に対する評価）

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価			
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見	
福祉政策課	社会福祉事務所管理運営事業	社会福祉事務所における事務及び予算等の調整、各福祉事業の施行事務及び市単独事業の調整を行うことにより、効率的な事務執行及び円滑な事業の推進を図ることで、市民福祉・地域福祉の向上に努めます。	効率的な事務執行	福祉事務所における各種事業経費に直結しない管理運営に係る経費の縮減が事業の成果であると考えられる部分もありますが、各事業の量から影響を受ける部分もあり、事務所全体の業務の状況に応じて、効率的な事務執行を図ることが事業の目標であると考えられます。				効率的かつ合理的な事務の執行による福祉事務所の円滑な運営	社会福祉事務所の円滑な運営ができました。	4	社会福祉事務所における事務及び予算等の調整、執行を適正に行い、効率的な事務執行及び円滑な事業の推進ができました。	現状維持	事務及び予算等の調整、執行を適正に行うことにより、更なる効率的な事務執行及び円滑な事業推進を図ります。
福祉政策課	社会福祉施設等管理運営事業	高齢者、身体障害者、母子寡婦などの健康及び福祉の増進並びに教養の向上を図るために設置している社会福祉施設において、効果的、効率的な管理運営を行い、施設利用者のサービスに努めます。	施設の利用者数	施設の設置管理についての成果は、多くの市民が利用していただき各施設の設置目的とするところに寄与することにあるため、当該施設の利用数を成果指標とし数値目標を設定します。	144,000人	139,340人		津市北部市民センターの利用者は増加しました。 津市西部市民センター及びふれあい会館の利用者は減少しました。	4	社会福祉施設全般において、利用者は増加傾向にあり、地域住民の交流の場としての役割が十分発揮されているものであり、市民の健康の保持・増進、教養の向上及び福祉の増進を図るための事業が推進されています。	拡充・充実	各施設ともに、利用者の健康の保持・増進、教養の向上及び福祉の増進を図るための事業が推進されていますが、経年に伴う施設の老朽化による大規模修繕が必要になってきており、設備備品も含めた計画的な修繕・工事計画を検討し、地域住民が利用しやすく、喜んでいただける施設の維持又は改善に心がける必要があります。	
福祉政策課	地域福祉推進事業	地域における福祉活動の推進を図るため、津市社会福祉協議会及び福祉団体への支援を行うとともに、津市地域福祉計画の推進を図り、公助の役割として自助・共助の仕組みづくりを支援します。	各団体の活動状況及び地域福祉取組状況	各団体の事業計画に基づく活動の遂行並びに津市地域福祉計画に沿った地域及び行政等の取組				各団体に対して助成を行うことにより、津市地域福祉計画に沿った地域福祉の推進を図ります。	津市社会福祉協議会及び各団体の活動実績及び活動状況を検証しました。 地域福祉推進委員会において、事業の検証及び評価を実施しました。	4	津市社会福祉協議会及び各団体の活動を支援するために補助金を交付するとともに、津市社会福祉協議会及び各団体等との連携を図り、地域福祉の推進を図りました。	拡充・充実	地域福祉の推進に当たり、津市社会福祉協議会及び各団体への支援を継続するとともに、津市社会福祉協議会及び各団体等との連携の充実を図り、地域福祉推進体制の強化に取り組みます。
福祉政策課	生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業	平成27年4月からの生活困窮者自立支援制度の施行に伴う事業を円滑に実施するため、事務処理体制を整備します。	新制度の事務処理体制の整備	新制度の施行に向け、事務処理体制を整備します。				円滑な新制度の施行	生活困窮者自立支援制度の施行に向け、事務体制の整備を図ることができました。	3	平成27年度に向けて事務処理体制は整備したが、平成27年度から新たな実施する支援事業について、実施方法など引き続き検討する必要があります。	廃止	平成27年度からは、生活困窮者自立支援法の施行に伴う新たな事業を実施することから、本事業は、廃止します。
福祉政策課	臨時福祉給付金給付事業	平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い人への経済的負担を考慮し、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給する。	円滑な給付金の支給	制度の趣旨を鑑み、円滑に給付金を支給します。				円滑な給付事務の執行	窓口における受付事務、電話等による問合せに対する対応、及び支給に係る円滑な事務執行を行うことができました。	4	消費税率の引き上げによる所得の低い人の消費生活面における経済的影響の緩和を図るため、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給するものです。	現状維持	消費税引き上げにより所得の低い人が必要な消費を抑えることのないよう、滞りなく支給事務を進めるとともに、当該支給制度の幅広い周知を図れるよう努めます。

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
福祉政策課	災害救助関係事業	災害及び火災により被害を受けた市民に対し、災害見舞金、災害弔慰金を支給することにより、市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とします。	適切かつ円滑な事業の実施	災害の発生に伴う事務のため、対象となる災害及び被害状況が判明した後、適切に、かつ、できる限り迅速に対応を行うことが、被災者に対しての事業の成果であると考えられます。			災害発生時において迅速に対応します。	災害見舞金等を早急に支給するよう努めました。 年末年始及びゴールデンウィークにおいては、当番制により緊急時に備えました。	4	津市災害見舞金等の支給に関する条例及び同規則に基づき、災害を受けた市民に対し迅速・適正に処理しました。	現状維持	津市災害見舞金等の支給に関する条例及び同規則に基づき、災害を受けた市民に対し迅速・適正に処理を進めます。
福祉政策課	災害援護資金貸付事業	災害救助法の適応を受けた自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行うことにより市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とします。	適切かつ円滑な事業の実施	災害発生に伴う事務のため、対象となる災害及び被害状況が判明した後、適切かつ、できる限り迅速に対応を行うことが、被災者に対しての事業の成果であると考えられます。			災害発生時において適切かつ迅速に対応します。	対象となる災害の発生はありませんでした。	3	平成26年度は対象となる災害が発生しておらず貸付け実績はありませんが、災害発生時に必要な対応について確認を行っています。	現状維持	平成26年度は貸付け実績がありませんが、いつ起こるか予想がつかない自然災害による被害に対する貸付制度であり、対象となる災害発生時に適切に事業が実施できるよう、日頃から事業の実施方法についての確認に努めます。
福祉監査室	福祉監査事業	公共性の高い社会福祉法人が、定款、法令等を遵守した健全な運営をすることにより、利用者が安心して適切なサービスを受けることができるようにすることを目的とします。	健全な経営を行う社会福祉法人の割合	(平成25年度の権限移譲により実施)	80%	64%	指導監査を実施した22法人の内、8法人に対し文書による改善指導を行ったことから、数値目標を下回った。なお、主な改善指導の内容は会計処理及び役員構成等の状況に関するものでした。	3	前年度に引き続き、平成26年度においても計画どおり指導監査を実施することができたことから、平成25年度に県からの権限移譲を受けて以降、所管する全ての社会福祉法人（44法人）に対し指導監査を実施することができました。また、当該指導監査において、関係法令等及び定款を遵守していないなど、法人運営等に問題が見受けられた社会福祉法人に対しては、それらを是正し健全運営に取り組みよう改善指導を行いました。その他、社会福祉法人の健全な運営に向け、三重県との共催により社会福祉法人役員及び幹部職員研修会（平成26年5月）を開催し、事務手続きの留意点や前年度指導監査の結果概要等の説明を行いました。	拡充・充実	平成25年度に県からの権限移譲を受けて以降、所管する社会福祉法人に対し、2年に1回のサイクルで指導監査（一般監査）を実施してきましたが、法人運営における関係法令等の遵守状況に照らし、特に問題があると認められた社会福祉法人に対しては、指導の重点化を図るため年1回の指導監査を実施します。	

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
子育て推進課	公立保育所管理運営事業	保育を必要とする乳幼児が、保育所での生活を通して小学校就学前の基礎を築きあげることができるための保育の実施と保護者への就労等支援を行います。	公立保育所入所児童数	公立保育所の定員に対する月平均入所児童数を考察することで、児童福祉の充実や保護者の就労支援の状況を検証します。	2,400人	2,436人		保育所によっては、目標値（定員）を上回る児童を保育するなど、保育が必要な児童の福祉の向上を図るとともに、保護者の就労支援に貢献できました。	3	公立保育所に入所する児童数に応じた適正な保育士配置や施設の維持管理を行い、入所児童への保育内容の充実、保育環境の向上に努めることができました。 しかし、入所希望児童の増加により、保護者が希望する保育所を限定した場合、定員や保育士配置状況等により入所待ちとなることもあり、また、年度途中には保育所に入所できず待機となる児童が発生しており、入所希望児童数を勘案した施設、保育士の確保が課題となっています。	拡充・充実	民間保育所などを含めた就学前児童への教育・保育施設が提供体制等の確保や充実を図りつつ、公立保育所が担うべき保育の在り方などを整理しながら保護者ニーズに対応することで、児童福祉の一層の充実や保護者の就労支援に引き続き寄与するとともに、平成27年3月に策定した、津市子ども・子育て支援事業計画に基づき、総合的な子ども・子育て支援の推進体制等を構築します。
子育て推進課	保育所一般管理事業	保育所職員の研修機会の充実により職員の資質向上を図るとともに、保育事務の電算委託等により保育事務の効率化を進めます。また、外国語通訳担当員の配置により、外国籍の児童や保護者との意思の疎通を図ります。		保育所職員への専門的な研修の実施内容を考察することで、職員の資質向上の機会の充実が図られたかを検証します。			研修内容の充実 ・保育所職員研修 ・障害児保育研修 ・給食関係研修 ・保健・安全研修 ・保育リーダー研修 ・施設長研修 ・保幼合同研修	公・私立保育所職員を対象に、職員研修や障がい児保育、給食関係研修など保育所運営全般に関わる研修を実施し、職員の資質向上に寄与することができました。	3	保育士に対する専門的な研修を行うことで資質の向上に努めるとともに、平成27年4月から施行された、子ども・子育て支援新制度に係る新たな電子システムの構築を図ることができました。今後はさらに、保育所運営面での諸課題を分析し、資質の向上及び事務の効率化に努める必要があります。	現状維持	保育所職員研修を実施することにより保育所職員の資質の向上をさせることができました。 今後も保育所職員研修の継続させるとともに、事務の効率化を進めることにより、ソフト面での保育環境の整備を図っていきます。
子育て推進課	民間保育所等運営事業	保育を必要とする乳幼児が保育所での生活を通して小学校就学前の基礎を築きあげることができるよう、必要な保育の提供と保護者への就労等支援を行います。また、民間保育所における特別保育などを促進します。	民間保育所入所児童数	民間保育所の定員に対する月平均入所児童数を考察することで、児童福祉の充実や保護者の就労支援の状況を検証します。	3,187人	3,473人		目標値（定員）を上回る児童を保育するなど、保育が必要な児童の福祉の向上を図るとともに、保護者の就労支援に貢献できました。	3	民間保育所等に対し保育所の運営負担金を支払うとともに、延長保育や一時保育等を実施する保育所に対して補助金を交付することで、入所児童に対し適正な保育環境を提供するとともに保護者の就労等の支援を行うことができました。また、処遇改善に取り組む民間保育所へ処遇改善費を支給することで、保育士確保の支援につなげることができました。保育所への入所児童数は年々増加しており、保護者が希望保育所を限定した場合には、定員や保育士配置等から入所できない状況もあり、今後も引き続き入所希望児童数を勘案した事業の推進が必要となっています。	拡充・充実	私立保育所に保育所運営費の負担金や特別保育事業への補助金等を交付したことで、入所児童への適正な保育環境が維持されるとともに、保護者への就労支援等を行いました。 しかし、保育所への入所希望児童数は年々増加しており、今後の入所希望児童数を勘案しながら事業を推進していく必要があることから、平成27年3月に策定した津市子ども・子育て支援事業計画に基づき、総合的な子ども・子育て支援の推進体制のもと事業の拡充を図ります。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
子育て推進課	保育所施設整備事業	保育所入所希望児童数等を勘案した民間保育所の建設補助や公立保育所の老朽化等に伴う整備・修繕を行うなど、入所児童の保育環境の向上を図ります。	保育環境の向上度	施設の建設や修繕に要する経費の計上で、保育所入所児童の保育環境の向上が図られたか検証します。			施設整備や建設による保育環境の向上を図ります。	公立保育園の施設改修及び民間保育所施設整備補助に取り組みました。	3	公立保育所の施設改修工事や民間保育所等施設整備の補助に取り組むことにより、入所児童の保育環境の向上を図ることができました。また、入所希望児童の増加による待機児童の解消に向けて、増築及び新設した2園において受入定員の拡充を図りましたが、更なる保育ニーズへの対応が課題となっています。建築年数の経過した施設も多く、引き続き計画的な整備等に取り組む必要があります。	現状維持	公立・民間保育所等の施設を整備することにより、定員枠の拡大や保育環境の向上を図るとともに、今後も引き続き建築年数の経過した施設の整備等に取り組めます。
子育て推進課	療育センター管理運営事業	療育センターにおいて実施してきた、日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練は「津市児童発達支援センター」に引き継ぎました。	療育センター利用児童数	療育センター利用児童数を考察することで、施設の有効性を検証します。	20人	10.9人		療育訓練等を提供するとともに、育児や就学・集団保育利用にむけての相談など保護者支援を行いました。	3	療育センターの適正な管理運営に努め、職員の専門研修への参加により資質の向上を図りました。また、理学療法士や言語聴覚士による専門的な訓練を実施し、さらに公立保育園との交流や、保健センターのプールを利用した訓練など、通園児とその保護者に充実した療育環境の提供を図ることができました。	廃止	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童が保護者とともに通園することによって、日常生活における基本動作や集団生活に適応するための力が身に付くよう指導するとともに、保護者への相談支援も実施し、充実した療育環境の提供に努めることができました。 平成27年4月からは全ての障害に対応できる「津市児童発達支援センター」として新たに開設し、こども支援課の所管となりました。
子育て推進課	病児・病後児保育事業	病中又は病気の回復期にあり、集団保育ができない児童・生徒を、医療機関に併設された施設で保育する事業を行うことにより、子育て家庭を応援します。	病児・病後児保育事業の周知及び検証	事業の周知を図るとともに利用者の視点で検証し、更に支援拡充に努めます。			病児・病後児保育事業の実施と拡充	子どもが病気の際、保護者の子育てと就労の両方を支援することができました。	3	子どもが病気の場合の保護者の就労・育児支援に寄与することができました。引き続き事業の周知に努め、子育て家庭を支援していきます。	拡充・充実	保育が必要な子どもが病気の場合に保護者の就労や育児支援に寄与することができました。引き続き事業の周知に努めるとともに、津市子ども・子育て支援事業計画に基づき、総合的な子育て支援の推進体制のもと事業の充実を図ります。
子育て推進課	子ども・子育て支援事業	地域の子育て力を高め、子どもを安心して産み、育てることができる環境の整備を図るため、少子化対策や子育て支援に関する事業を行っていきます。	計画の策定	平成27年3月に策定された「津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、目標が達成されたかを検証していきます。			事業計画の策定	津市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。	3	平成27年4月から子ども・子育て支援新制度へ移行するにあたり、津市子ども・子育て会議を設置し、津市子ども・子育て支援事業計画の策定過程において随時意見を聴取するとともに、新制度のもとで子どものための教育保育給付などについて市民への周知に取り組みました。	拡充・充実	平成27年3月に策定した「津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的な子ども・子育て支援を推進するとともに、平成26年度から着手した少子化対策に関する事業を引き続き推進します。

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
こども支援課	児童母子福祉事業	経済的困窮や配偶者からの暴力等の理由により生活の自立が図れない母子家庭等に対して、自立を支援するために母子生活支援施設や助産施設への入所措置等を行うことにより、母子の自立を支援するとともに福祉の向上を図ります。	母子生活支援施設等措置率	経済的困窮者やDV被害者で、母子生活支援施設等に措置が必要な者を適正に措置するものであるため、指標設定にはふさわしくないものと考えます。			措置の必要性を見極め、適正に措置をします。	適正な措置を実施できました。	4	経済的困窮者やDV被害者のうち支援が必要な母子家庭等を、母子生活支援施設に保護したことで適切な支援を行うことができました。	現状維持	経済的困窮者等からの相談やDV被害者の支援など緊急的なものに対して、母子生活支援施設等へ入所措置を行うなど、今後も適切に対応します。
こども支援課	児童手当等給付事業	児童手当法等に基づき中学校修了前までの児童を養育する人に「児童手当」を支給し、また、児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない18歳未満の児童（障害のある場合は20歳未満の児童）を養育する母子家庭・父子家庭等に「児童扶養手当」を支給することにより、子育て家庭の生活の安定を図り児童の健全育成を促します。	児童手当及び児童扶養手当給付	各手当法に基づいた適正な給付を行っておりますが、給付要件に該当する対象者が流動的で総数の把握が困難なため、指標設定は難しいものと考えます。			給付対象者に広く周知し、給付要件に基づく適正な手当支給を行います。	広報、HP等による受給資格の案内により広く周知を図っており、概ね達成できました。	4	受給者の認定、手当の支払、補助金の申請等の業務は正確にできています。	現状維持	法令等の改正があれば、迅速かつ正確に対応します。
こども支援課	母子寡婦等、婦人保護事業	母子家庭や父子家庭（法改正により平成25年4月1日から対象）に就業支援や経済的支援のための給付金を支給することで、母子家庭等の自立を促進します。 また、配偶者の暴力や家庭、職場での悩みなど、女性からの相談に応じ支援や助言を行うことで、日常生活の安定を図ります。	母子自立支援プログラム策定事業就職者率	母子自立支援プログラム策定数に対する就職者数を考察することで、母子家庭等の自立度を検証します。	60%	53.3%	児童扶養手当受給者の就労支援を行い、自立を促します。	昨年の実績によると、就業者数/プログラム策定者数では53.3%であり、目標とする数値を超えることができませんでした。 平成27年度においては、目標数値を達成できるよう就労支援を行います。	3	15件の相談中8件が就労に繋がりました。7件については、相談者本人の希望に添わず、不調となりました。 職業安定所との連絡を密にし、相談者本人の就労に繋がるよう一層の努力を図ります。	現状維持	母子寡婦福祉法に基づく制度であり、児童扶養手当受給者からの相談を待つ「受け身」的な性格のものであり、事業の方向性を見出すのは困難です。
こども支援課	子育て支援対策事業	すべての子どもたちは、生まれながらにして自分自身を高め、自分自身を成長させる力をもっています。 親をはじめとする大人が、この子育てを信じ、子ども社会のなかで子ども同士が育ち合うのを見守るとともに、子どもと対等な社会の一員として向き合い、子どもの権利を尊重して、一緒にまちづくりを行います。 その子育てを育む家庭の支援、家庭を支える地域の力を高めるとともに、社会環境の改善を進め、「子育て支援のまちづくり」を実現します。	すべての子どもの途切れない支援	子どもの自己肯定感（H26年度/小学生低学年52%以上、小学校高学年36%以上、中学生20%以上） 子育てを楽しいと感じるほうが多いと思う保護者（H26年度/就学前児童70%、小学校児童65%）			次世代育成支援行動計画に基づく、子育て支援のまちづくりを推進します。	児童虐待未然防止のための養育支援訪問等の実施、次世代育成支援行動計画の取組評価の実施、子どもの権利条約づくりの今後の方向性についての検討を行いました。	4	次世代育成支援行動計画を推進していくため、子育て支援のネットワークづくり、子育て広場の支援者交流会・研修会、子ども一時預かり事業、児童虐待対応及び要支援家庭のサポートの実施などを行いました。	現状維持	次世代育成支援行動計画（計画期間平成22～26年度）の計画期間が終了したが、引き続き「子育て支援のまちづくり」をめざし、子育て支援、家庭支援、発達支援等の各事業を体系的に実施し、支援の質を高めま
こども支援課	子育て世帯臨時特例給付金給付事業	消費税率の引上げによる子育て世帯への影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図るため、臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金を支給することにより、子育て家庭の生活の安定を図り児童の健全育成を促します。	児童手当及び児童扶養手当給付	要綱等に基づいた適正な給付を行っておりますが、給付要件に該当する対象者が児童手当受給者であり流動的で総数の把握が困難なため、指標設定は難しいものと考えます。			給付対象者に広く周知し、給付要件に基づく適正な手当支給を行います。	広報、HP等による受給資格の案内により広く周知を図っており、概ね達成できている。	4	受給者の把握、給付金の支払、補助金の申請等の業務は正確にできています。	現状維持	平成27年度においても、実施されることとなるが、前年度同様に正確な事務を行うよう努力します。

健康福祉部

評価：4=できている 3=概ねできている 2=課題克服が必要 1=未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
こども支援課	児童館運営事業	児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設である児童館で、各種行事や地域活動を行い、子どもたちが遊びを通して自主性・社会性・創造性を身につけることを目的とします。	地域における子どもの健全な遊び場の提供	児童館でのさまざまな行事や地域との交流を実施・充実し、地域における子どもの遊び場を提供します。			児童館でのさまざまな行事や地域との交流を通して子どもの育成を図り、地域における子どもの遊び場を提供します。	地域における子どもの遊び場として、各種イベント等を通して子どもの育成を図りました。	3	児童の遊び場、各種イベント等を通じた交流の場としての機能を果たすことにより、子どもの健全な成長に寄与することができました。今後も地域児童の健全な遊び場として、様々な行事や地域活動を提供していくとともに、児童館間で情報交換や課題を把握し、更に工夫・充実した事業を行っていきます。	現状維持	地域児童の遊び場、交流の場として、引き続き児童館の運営を行います。 まん中こども館については、子どもが主体となって活動する拠点となるとともに、子どもに関わる施設・機関や子ども支援の事業の発信拠点となるよう取り組んでいきます。
こども支援課	発達支援事業	発達に課題がある子どもに早期に気づき、その子どものニーズに応じた適切な支援が行えるように、保育所・幼稚園・学校の指導者に対してアセスメント方法及び具体的な支援方法のスキルアップを図ります。また、早期発見・早期支援を実践する専門機関として、事業方針や事業内容の検討や体制の整備、療育の充実を図ります。	子どものニーズに応じた支援の拡充及び療育事業の推進	子どものニーズに応じた適切な支援が行えるよう保育士、幼稚園・小中学校教諭のスキルアップを図るとともに、早期発見・早期支援の専門機関として、事業方針や事業内容の検討、体制の整備、療育の充実を図ります。			子どものニーズに応じた支援の拡充及び療育事業の推進	子どもの観察、保護者の面談を通して個に応じた支援を行うとともに、津市児童発達支援センターの完成により、療育事業の充実を図ります。	4	療育および面談を実施することで子どもの姿の変化に気づき、発達に課題があっても適切な支援を受けることで子どもは成長することを実感してもらい、保護者の前向きな育児を支えることができました。また早くから発達に課題がある子どもへの気づきを持ち、その対応について、保育所・幼稚園・小学校からの巡回相談要望が増加しています。巡回相談を通して子どもの特性に応じた具体的な支援方法についての助言を行いました。津市児童発達支援センターの施設改修が完了し、開所に向けての準備を行いました。	拡充・充実	こども支援課としては発達支援の相談窓口として定着をしてきており、引き続き発達支援の総合窓口として福祉サービスを利用される以前の子どもおよび保護者を他機関と連携を図りながら支援していくことが求められています。また、津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」の施設改修が終了し、平成27年度以降は施設での支援の進め方や人材の育成など利用者に満足いただけるような整備体制を図ります。
高齢福祉課	地域ケア推進事業	地域における介護予防や相談業務、また、地域での活動を支援することにより、福祉の増進を図ります。	地域ケア推進事業	高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく実施状況を捉えることにより、進捗状況を指標とします。			第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき実施します。	第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき実施しました。	3	敬老事業や老人クラブ助成事業等概ね事業が遂行でき、今後も継続する必要がありますが、生きがい活動生活支援事業等、一部事業の在り方について、介護保険サービスとの整合性を再確認する必要があります。	拡充・充実	敬老事業等元気高齢者に対する施策は継続していく必要がある一方、生きがい活動生活支援事業等、今後の事業展開については見直していく必要があります。
高齢福祉課	高齢福祉推進事業	高齢者が地域住民、地域の子ども等様々な世代間交流を図り、また、高齢者の豊かな経験による個性や能力を活かし、地域の中で心豊かに生きがいを持って暮らすことのできるよう、多様な活動機会の提供や地域活動の促進を図ります。	高齢福祉推進事業	高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく実施状況を捉えることにより、進捗状況を指標とします。			第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき実施します。	第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき実施しました。	3	各事業の対象要件や事業内容等に違いがあるものの、高齢者等に対する生活支援サービスを適切に提供してきていることから、概ね計画に即した事業展開を図ることができました。	拡充・充実	緊急通報装置設置事業や配食サービス事業を行うことにより高齢者の生活維持や向上を図ることができ、今後も継続して事業を展開していく必要があります。

健康福祉部

評価：4=できている 3=概ねできている 2=課題克服が必要 1=未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価			
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見	
高齢福祉課	老人ホーム等措置事業	対象者環境上の理由や経済的な理由などにより在宅生活が困難な高齢者目的在宅生活が困難な高齢者に対し養護老人ホームへの入所措置を行います。	養護老人ホーム等措置事業	さまざまな理由に伴う在宅生活が困難な高齢者に係る適切な措置対応が必要なことから、当該事業の適切な実施を指標とします。				環境上の理由や経済的理由により在宅生活が困難な高齢者に対し、入所措置を行います。	環境上の理由や経済的理由により在宅生活が困難な高齢者に対し、入所措置を行う必要があります。	4	環境上の理由や経済的理由により在宅生活が困難な高齢者に対し、安定した生活の場を提供することができたとともに、安心して自立した日常生活を過ごすことにより入所者の福祉の増進を図ることができました。	現状維持	独居高齢者世帯等が増加している中、さまざまな理由により在宅生活が困難な高齢者を措置入所による支援を行い、安心して自立して生活できる場を確保することは今後も必要であると考えます。
高齢福祉課	一次予防事業	介護予防一般高齢者施策事業の対象者は、おもに介護認定を受けておらず、特定高齢者に含まれない高齢者が対象となります。高齢者の皆さんが、今の状態を保持し、さらに元気になられ、住み慣れた地域や家庭でいつまでも暮らしていけるように事業を推進します。	細目に係る事業の推進	細目事業が複数あり、本事業は当該細目事業の集約であることから定性的な目標とするものです。				細目事業のとおり、高齢者に対する支援を行ってまいります。	おおむね目標を達成できています。	3	地域の高齢者に対して、介護予防や閉じこもりの予防に努めることができましたが、参加者の増加のため、啓発していく必要があります。	現状維持	高齢者が、自宅で元気よく暮らしてもらうためにも、これからも各教室の開催・健康のための指導や事業の啓発を行います。
高齢福祉課	介護予防ケアマネジメント事業	要支援1及び要支援2認定者に対し、自立保持のため、具体的な目標を明確にし、個々の高齢者の心身状況や生活環境、廃用や生活機能低下が生じた原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、介護保険（在宅）サービスの提供を確保し、一定期間経過後の目標達成状況を評価し、必要に応じた計画の見直しを行います。	生活機能を改善・向上	要支援1・要支援2の認定者を対象に、介護保険（在宅）サービスを利用するために必要となる介護予防支援計画（ケアプラン）作成や目標達成状況評価等に係る支援計画費の支払いを行います。	240人	373人		地域の要支援者数の増加に伴い、委託料の支払件数も増加しました。		4	要支援1・要支援2の認定者を対象に、介護保険（在宅）サービスを利用するために必要となる介護予防支援計画（ケアプラン）の作成や目標達成状況評価等に係るサービス提供内容、ケアプラン作成状況等を確認することにより、委託先の居宅介護支援事業所においても適切なケアマネジメントによるサービス提供を行うことができました。	現状維持	適切なケアマネジメントによるサービスの提供を行っていただけるよう努めます。
高齢福祉課	総合相談事業	高齢者や高齢者を介護している家族に対し、包括支援センターのランチ窓口として、在宅介護等に関する身近な総合的な相談に応じるため、介護方法や高齢者福祉に関する制度の周知や様々な相談業務を市内11箇所の在宅介護支援センターに委託します。	在宅介護等に関する確かな対応	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを定性的な目標とします。				高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり	地域包括支援センターを中心とする各種団体や組織間のネットワークづくり、地域住民の意識啓発等の取り組み、地域住民を主体とした見守り体制等、地域ケア体制の構築を図ります。	4	介護・高齢者福祉に関する相談や保健福祉サービスの利用手続きの受付・代行を行い、また、地域包括支援センター等との連携を図ることにより、地域の中で高齢者が安心して生活が送れるよう地域の相談窓口としての役割を果たし、地域ケア体制の推進を図ることができました。	現状維持	地域包括支援センターを中心とする各種団体や組織間のネットワークづくり、地域住民の意識啓発等の取組、地域住民を主体とした見守り体制等、更なる地域ケア体制の構築を図ります。
高齢福祉課	権利擁護事業	認知症高齢者等の権利擁護対策の推進を図り、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会を構築します。	高齢者等の権利侵害防止等の推進	身寄りがない等、親族による後見等開始の申立てが期待できない認知症高齢者等がその権利を行使できるように、高齢者の権利擁護対策を推進します。				高齢者に対する権利侵害の防止を図ります。	認知症高齢者等の権利擁護の充実を図る必要があります。	3	地域高齢者や関係機関に対し、十分な周知を図るためリーフレットを購入し、窓口配布や民生委員等の地域住民への説明会での活用を行いました。事業周知に役立てる事ができましたが、さらに配布先の拡大に努めます。	現状維持	高齢者に対する虐待通報数や認知症高齢者数も増加している現状を踏まえ、成年後見制度等の権利擁護に係る諸制度の普及啓発を行いながら、今後も高齢者の権利擁護対策の推進を図ります。

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
高齢福祉課	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	高齢者及びその家族に対し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その福祉の増進及び保健医療の向上を包括的に支援することを目的とし、地域の中核機関として平成18年4月に創設した市包括支援センターの運営に要する費用であり、①介護予防事業のケアマネジメント、②包括的・継続的ケアマネジメント、③虐待防止・権利擁護、④総合相談・支援の包括的支援事業、⑤委託先包括支援センターの運営に係る支援等を行います。	介護予防・生活支援の推進	介護サービス事業者、介護支援専門員などとの多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行います。			介護支援専門員の資質向上と、各種研修会の開催、ケアプラン作成技術の指導助言・相談等を行います。	津市内に9ヵ所設置されている地域包括支援センターが、それぞれの地域において多職種間での連携を深め、ケアマネジメントの後方支援を行うことができました。	3	住み慣れた地域で、高齢者が自立した生活が続けられるように、地域における総合的・中心的な支援機関として関係機関と連携を図りました。また、委託先地域包括支援センターへの適正な運営に係る支援を行うことができました。	拡充・充実	介護支援専門員の資質向上や他機関とのネットワーク構築は、適切な介護サービスの提供につながるため、引き続き、事業の実施が必要です。また、認知症初期集中支援チームを立ち上げ認知症の早期発見・早期対応を充実していきます。
高齢福祉課	任意事業	一般の高齢者等を対象として、高齢者の生活支援、家族支援等を行うことにより、広く介護予防につながる事業を展開していきます。	任意事業	細目事業が複数あり、本事業は当該細目事業の集約であることから定性的な目標とするものです。			第6次高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定により実施します。	第6次高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画に基づき概ね実施できました。	4	介護者の心身の負担軽減や経済的負担の軽減により、高齢者の在宅生活の継続向上を図ることができました。	現状維持	徘徊高齢者家族支援サービス事業や成年後見制度事業といった高齢者の生活向上や維持することができ、今後も継続して事業を展開していく必要があります。
高齢福祉課	地域包括支援センター運営事業	高齢者が、地域の中で心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その福祉の増進及び保健医療の向上を包括的に支援することを目的とします。	地域包括支援センター設置箇所数	国が示す目安に地域特性等を考慮し、設置箇所数の設定	9箇所	9箇所		高齢者の増加に伴い、地域に密着した総合相談、支援の場として地域包括支援センターの体制強化と関係機関との連携作りに努めます。	3	高齢者福祉の拠点として、地域包括支援センターを中心に、地域における総合相談、支援、介護予防ケアマネジメント、地域の見守りネットワークなど、一体的・包括的に支援を行う地域ケア体制の構築を図っていきます。	拡充・充実	高齢者福祉の拠点として、地域包括支援センターの体制強化に努め、各地域の関係機関とも連携を行い、高齢者が住み慣れた地域で生活ができるように地域包括ケアシステムの構築、推進に努めます。
障がい福祉課	障害者総合支援法関係事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障がい者（児）の自立と社会参加を促進するため、障がい者（児）の個々の特性や環境に応じ、必要な障がい福祉サービスを提供します。（介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業、自立支援医療、補装具等）	障がい福祉サービスの適切な提供	障がい者等の社会参加と社会的自立の向上を目指します。			障害者総合支援法に基づき障がい者（児）が必要なサービスを受け、地域で安心して暮らすことができるよう取り組みます。	障がい者（児）の有する能力及び適性、環境に応じ、必要な障がい福祉サービスを提供することで、自立と社会参加の促進に貢献することができました。	4	障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の実施により、障がいのある方の生活支援及び社会参加の促進を図ることができました。また、平成25年度から障害者自立支援法に代わり、障害者総合支援法が施行され、一部平成26年度の施行となりました。今後も法制度の改正を見極めながら適正に対応していきます。	現状維持	障がいのある方の社会生活を支えていく上で、必要なサービスであり、今後も法制度の見直しや改正を見極めながら引き続き実施していきます。

健康福祉部

評価：4=できている 3=概ねできている 2=課題克服が必要 1=未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
障がい福祉課	障害者福祉事業	特別障害者手当等の各種手当を支給することにより、障がい者（児）及びその保護者への経済的支援を行い、障がい者の社会福祉の向上を図るため障がい者団体に活動補助金を支給します。 また、障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力向上のための訓練、集団生活への適応訓練等を行うため、児童福祉法に基づく給付を行い、障がい児の居場所の確保を図ります。	障がい者計画の推進	障がい者が地域社会の中で主体的に人生を送ることができるよう、社会参加と社会的自立の向上を目指します。			津市障がい者計画の基本目標の実現に向け、各施策の方向に記載されている事項に取り組んでいきます。	障がい者等の経済的、精神的負担を軽減するとともに、経済的な支援をもとにした自立と社会参加の促進を図ることができました。	4	障がい者数は、年々増加傾向にあり、障がい者福祉施策の重要性は、ますます高まっています。障がい者へ経済的支援を行うとともに、自立や社会参加を促進するために事業を推進しました。	現状維持	障がい者（児）や家族の経済的・精神的負担の軽減、社会参加や地域での自立した生活の促進を図っていくため、今後も引き続き事業を実施していきます。
援護課	住宅確保・就労支援員設置事業	離職者であって就労意欲及び就労能力のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失する恐れのある者に対して住宅支援給付を行うことにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うための住宅確保・就労支援員の雇用を行います。	緊急経済対策における住まい対策の拡充	派遣切りやリストラにより、住居を喪失した者又は喪失する恐れのある者に家賃扶助を行うことにより、生活基盤の安定化を図り、求職活動等再チャレンジに向けての環境整備を図ります。	180件	24件	雇用失業情勢に対応した経済危機対策の位置付けで、離職者のうちで就労意欲、就労能力のある者に住宅及び就労機会の確保を図ります。	離職者であって就労意欲のある者に対して、必要な家賃扶助を実施することができました。	4	離職者であって就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失する恐れのある者に対して住宅手当を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行いました。	廃止	平成27年4月からは生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金事業として実施しました。
援護課	生活保護事務事業	生活保護の適正実施のため、扶養義務者調査や医療扶助の決定、実施に関し、嘱託医を設置するとともに、診療報酬明細書点検の業務委託を行います。	支援の適正化、安定化	生活保護の適正実施により社会保障の充実を図ります。			レセプト点検及び後発医薬品の使用啓発により医療扶助の適正化に努めます。	レセプト点検枚数 61,205枚	4	就労支援プログラムによる就労支援による自立への支援や、嘱託医の配置やレセプト点検による医療扶助の適正執行に努めるなど、生活保護の適正実施に努めました。	拡充・充実	生活保護の適正実施に向け、必要となる事務事業を進めることができました。
援護課	住宅手当緊急特別措置事業	第二のセーフティネットとして、「住宅を喪失した離職者」及び「喪失する恐れのある離職者」を対象に就労活動及び就労支援員の面接を受けることなどを前提として、賃貸住宅の家賃（津市の生活保護住宅扶助基準額を上限とする。）を家主又は委託管理会社へ降り込み、離職者の住宅及び就労機会の確保を図ります。（補助率10/10）	緊急経済対策における住まい対策の拡充	派遣切りやリストラにより、住居を喪失した者又は住居を喪失する恐れのある者に家賃扶助を行うことにより、生活基盤の安定化を図り、求職活動等再チャレンジに向けての環境整備を図ります。	150件	24件	雇用失業情勢に対応した経済危機対策の位置付けで、離職者した者で就労意欲、就労能力のある者に住宅の確保と就労機会の確保を図ります。	当該事業は、生活保護法上の「保護の補正性」である他法による扶助、他施策の優先に当たらず、預貯金や就労収入が生活保護の基準以下のケースが多くなっています。	4	生活保護に陥る手前の第二のセーフティネットとして、ハローワーク、社会福祉協議会との連携のもと、住宅確保と就労機会の確保に向けた支援を行っているが、利用者は全国的にも少ない現状です。	廃止	平成27年4月からは生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金事業として実施しました。
援護課	生活困窮者自立支援法関係事業	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行い、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを行います。		生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態から早期自立を支援します。			制度の円滑な施行に向けた周知啓発	制度の円滑な施行に向けた周知啓発を行いました。	1	平成26年度は平成27年4月からの円滑な施行に向けて、関連部署や関係機関、民生委員等に対する制度説明及び協力依頼と市広報により市民への周知啓発に努めました。	拡充・充実	生活困窮者の早期把握と本人の状況に応じ、既存の制度を活用しつつ必要な支援を行い、生活困窮状態からの脱却と図ります。
援護課	生活保護費支給事業	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立に向けた支援を行います。	自立への支援	公私の援助を受けず自分の力で社会に適応した生活を営むことができるように支援していきます。			生活保護受給者等就労自立促進事業によるハローワークとの連携により、稼働年齢層の就労支援に努めます。	自立支援の達成度を設定するのが困難です。	3	生活保護制度の適正な運用、就労支援プログラムの活用による早期の就労自立、適切な指導、相談及び助言による自立助長に努めます。	現状維持	生活保護制度の適正な運用に努め、稼働能力のある被保護者には、就労支援プログラムの活用による適切な指導、相談及び助言により、早期の就労自立支援を行っていきます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
介護保険課	認定調査等事業	<p>被保険者が給付を受けるためには、要介護度・要支援度の認定を受けることが必要であり、介護認定審査会でその審査・判定を行っています。</p> <p>当事業では、申請者が速やかに介護認定を受けていただくために、認定審査会の運営を除く認定処理（認定申請の受付、審査資料の基となる認定調査票・主治医意見書の作成、審査後の結果通知の発送等）を行っています。</p> <p>なお、介護認定審査会の運営については別事業で行っています。</p>	申請から認定通知の発送までの迅速な対応	高齢化に伴い増加する認定申請に対応し、申請から認定通知の発送までを迅速に行います。			申請から認定通知の発送までを迅速に行います。	認定申請の増に伴い、調査件数等も増加した結果、法定の処理日数で対応できない申請が前年度より微増となり、早期解消に向け迅速に対応するよう努めました。	3	<p>前年度より引き続き、法定の処理日数内で対応できない遅延分の申請について、早期解消に努め、その他についても遅滞なく処理を進めていく必要があります。</p> <p>認定調査の対応の遅れについては、調査員の補充や処理の迅速化・適正化等について委託先と調整を行い、法定日数内の対応を目標として適正な処理に努めています。</p> <p>また、調査実施後に委託先から提出された調査票の処理等、その後の手続きについても速やかに処理を進めるなど、介護サービスを必要とする被保険者の申請に対し、適正かつ迅速に対応していくべく取り組みます。</p>	現状維持	介護が必要な被保険者ため、適正かつ速やかな認定処理を行います。
介護保険課	審査会一般管理事業	<p>被保険者が給付を受けるためには、要介護度等の認定を受けることが必要です。その審査・判定を行うために、介護認定審査会を設置しています。</p> <p>当事業では介護認定審査会の運営が円滑に行われるよう、介護認定審査会資料の作成・送付、各委員への連絡調整等を行っています。</p>	迅速な審査資料の作成・認定審査会の連絡調整	適正かつ迅速に認定審査会が開催できるよう、審査資料の作成・認定審査会の連絡調整を行います。			適正かつ迅速に認定審査会が開催できるよう、審査資料の作成・認定審査会の連絡調整を行います。	認定申請件数について前年度よりやや増加傾向でしたが、適正に処理することができました。	4	介護認定審査会を迅速・適切に開催し、円滑・適正な運営を行うことができました。	現状維持	介護認定審査会を今後も引き続き迅速・適切に開催し、円滑・適正な運営を行います。
介護保険課	介護認定審査会運営事業	<p>被保険者が給付を受けるためには、要介護度等の認定を受けることが必要であり、その審査・判定を行うため介護認定審査会を設置しています。</p> <p>当事業は介護認定審査会の運営を行っており、申請者数に対応し、適切かつ迅速に介護認定審査会を開催します。</p>	介護認定審査会の適切かつ迅速な開催	高齢化に伴う介護認定申請者数の増加に対応し、適切かつ迅速に介護認定審査会を開催します。			高齢化に伴う介護認定申請者数の増加に対応し、適切かつ迅速に介護認定審査会を開催します。	認定申請件数について前年度よりやや増加傾向でしたが、適正に処理することができました。	4	介護認定審査会を迅速・適切に開催し、円滑・適正な運営を行うことができました。	現状維持	介護認定審査会を今後も引き続き迅速・適切に開催し、円滑・適正な運営を行います。
介護保険課	趣旨普及事業	<p>介護保険制度は、40歳以上の被保険者の介護サービスを提供する仕組みとして、社会保険方式により平成12年に制度が創設されました。</p> <p>介護保険制度の理解は、適正なサービス利用や公平な負担（利用負担金や保険料）に繋がりが、介護保険事業の適正な運営に資することから、広報等による啓発とともに、窓口等での問い合わせに対し分かり易く説明を行うなど、制度を理解いただくよう努めていきます。</p>	パンフレット等による啓発と窓口等での啓発・説明	主たる事業が啓発であり、成果自体の客観的な数値が出し難いため、啓発を通じた窓口等での対応などを通じ、分かり易い説明に努めます。			パンフレット等の配置・配布と市民に対する分かり易い説明を行います。	パンフレット等を配置すると共に、市民に対しては、窓口や電話などでわかりやすく説明を行いました。	4	市民からの介護保険制度に係る質問に対し、適切に回答を行い制度の周知・啓発・理解に努めることができました。	現状維持	市民に対し介護保険制度の周知・啓発を継続して行います。

健康福祉部

評価：4=できている 3=概ねできている 2=課題克服が必要 1=未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
介護保険課	計画策定等関係事業	介護保険制度においては、3年毎に高齢者福祉計画の策定と同時に介護保険事業計画を策定することとなっています。計画では市内における必要なサービス量と保険給付費、そして被保険者が負担する介護保険料を試算し、バランスの取れた内容にしていける必要があります。	現行介護保険事業計画の実施と次期計画の策定	「第6次高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」に基づく地域密着型サービスや地域包括支援センターに関する審議を行い、計画の着実な推進を図る必要があります。また、次期計画の策定に向け、国における制度の改廃等に留意し、情報収集に努めるとともに、策定をスムーズに進めることができるよう事前準備に努めます。			第6次高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の推進と次期計画の策定	市民へのアンケート調査、関係機関の意見等を踏まえ、平成27年度から29年度までを期間とする第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定しました。	3	計画策定業務を遂行するとともに、新たに開設される地域密着型サービス施設や地域包括支援センターについて審議を行いました。	現状維持	平成26年度は次期計画の策定において、2025年に向けた地域包括ケアの構築を目指した地域づくりを目標に計画を策定しました。中でも、介護予防・日常生活支援総合事業への対応、負担能力に応じた保険料設定となるような段階の設定を行いました。 平成27年度以降については、介護保険事業等検討委員会において、引き続き地域密着型サービスや同施設サービス、地域包括支援センターに関する事項に加えて、介護予防・日常生活支援総合事業についても審議を行うとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営を行っていく必要があります。
介護保険課	居宅介護サービス等給付事業	在宅の要介護認定者に対して行なわれたサービスに対し、事業者へ介護報酬の支払いを行います。（在宅介護とは、自宅で介護を受けている市民に対するサービスで、訪問介護サービスなどがあります。）	適正な介護報酬の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬の支払いは一体であり、介護保険法により事業の内容や給付内容が定められています。引き続き効率的な事務を行なうため努力を行なっていきます。			介護報酬の支払いと、内容確認を的確に行ないます。	適正な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	介護報酬について、適正な支払を行うため、引き続き支払内容の精査を行います。
介護保険課	地域密着型介護サービス給付事業	在宅及び入所の要介護認定者に対して行なわれたサービスに対し、事業者へ介護報酬の支払いを行います。（地域密着型介護サービスとは、市町単位の地域の中で、在宅や入所のサービスを提供します。したがって、サービスを受けられるのは市民に限られます。小規模多機能型居宅介護サービスやグループホームなどがあります。）	適正な介護報酬の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬の支払いは一体であり、介護保険法により事業の内容や給付内容が定められています。引き続き効率的な事務を行なうため努力を行なっていきます。			介護報酬の支払いと、内容確認を的確に行ないます。	適正な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	介護報酬について、適正な支払を行うため、引き続き内容確認等の精査を行います。
介護保険課	高額サービス事業	要介護者・要支援者の1ヶ月のサービスに対する利用負担金が、一定の上限を超えた場合、申請により高額サービス費として支給をし利用者の負担の軽減を図ります。	適正な高額サービス費の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬等の支払いは一体であり、介護保険法により事業の内容も給付内容が定められています。引き続き効率的な事務を行なうため努力を行っていきます。			適正な事務処理に努めます。	適正な支払いを行うことができました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	利用者の負担軽減を図るため、引き続き事業を行います。
介護保険課	施設介護サービス等給付事業	要介護認定者が施設に入所しサービスを受けます。当該サービスを提供した事業者に対し介護報酬の支払いを行います。（施設介護サービスとは、施設に入所することによりサービスを提供します。特別養護老人ホームなどがあります。）	適正な介護報酬の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬の支払いは一体であり、介護保険法により事業の内容や給付内容が定められています。引き続き効率的な事務を行なうため努力を行っていきます。			介護報酬の支払いと、内容確認を的確に行ないます。	適正な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	介護報酬の適正な支払を行うため、引き続き内容確認等の精査を行います。

健康福祉部

評価：4=できている 3=概ねできている 2=課題克服が必要 1=未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
介護保険課	福祉用具購入事業	福祉用具の購入事業とは、要介護認定者が日常生活を行えるように、特定福祉用具を購入した時に購入費を支給するサービスです。	適正な福祉用具購入サービスの提供	高齢化社会の進展と共に、福祉用具が必要な被保険者は増えています。ニーズにあった福祉用具を提供することにより、よりよい生活ができるよう、適正な説明・指導を行なっていきます。			適正な福祉用具購入サービスの提供に努めます。	適正な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	福祉用具が必要な市民に対し、引き続き、購入費の支援を行います。
介護保険課	住宅改修事業	要介護認定者が、自宅で安全に安心して暮らせるように自宅の改修（手すりの取り付け、段差解消等）を行なう時に、住宅改修費の給付を行ないます。	適正な住宅改修サービスの提供	高齢化社会の進展と共に、自宅改修が必要な被保険者は増える傾向にあります。被保険者が暮らしやすい環境をつくるため、効果的にサービスを提供できるように、要介護認定者の事前相談等について、適切な説明・指導を行ないます。			適正な住宅改修サービスの提供に努めます。	適正な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	在宅での生活支援は要介護度の重度化を防止すると共に、在宅サービスの充実にも役立つことから、引き続き事業を行います。
介護保険課	サービス計画給付事業	要介護認定者が必要なサービスを受けるためには、ケアマネジャー（介護支援専門員）等が本人、家族の意向を確認し、サービス事業者と連絡調整を行い居宅サービス計画を作成します。当該計画の作成に対し、居宅介護支援事業者へ介護報酬の支払いを行います。	適正な介護報酬の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬の支払いは一体のもので、介護保険法により事業の内容や給付内容が定められています。引き続き効率的な事務を行なうため努力を行なっていきます。			介護報酬の支払いと、内容確認を的確に行ないます。	適切な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	引き続き、適切な在宅サービス計画の作成が行われるよう給付内容の精査を行います。
介護保険課	介護予防サービス等給付事業	要支援認定者の心身機能の維持を図るためのサービスです。要支援認定者のケアプランを作成し、プランに基づき、訪問介護や訪問リハビリテーションなどのサービスを事業所が提供するとともに、住宅改修や福祉用具の費用の給付を行ないます。	適正な介護報酬等の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬等の支払いは一体であり、介護保険法により事業の内容も給付内容が定められています。引き続き効率的な事務を行なうため努力を行っていきます。			介護報酬等の支払いと、内容確認を的確に行ないます。	決算額と実績の増加は、高齢者の増加による自然増と考えられます。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	要支援認定者のケアプランの作成が適切に行われるよう内容確認等の精査を行います。
介護保険課	高額医療合算サービス事業	介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し、高額となった場合、限度額を超えた部分を支給する事業です。	適正な高額医療合算サービス費の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬等の支払いは一体であり、介護保険法により事業の内容も給付内容が定められています。引き続き効率的な事務を行なうため努力を行っていきます。			該当者への説明と的確な給付を行います。	適正な支払いを行うことができました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	利用者の負担軽減を図るため、引き続き事業を実施します。

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
介護保険課	二次予防事業	「いきいき健康チェックリスト（基本チェックリスト）」の実施により、65歳以上の要介護状態等となるおそれの高い人を把握し、運動器機能向上事業、栄養改善事業、口腔機能向上事業などの介護予防教室への参加を促し、介護や支援が必要となる状態を予防するものです。 27年度は高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進することが重要であることから、二次予防事業は行わず、従来の一次予防事業に重点的に取り組んでいきます。	二次予防事業参加者延べ人数	二次予防事業参加者延べ人数（第6次高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画による）	4,770人	2,946人		教室への参加勧奨、周知を徹底し、参加人数が増になりました。	3	二次予防事業の運動器機能向上事業、栄養改善事業、口腔機能向上事業の教室等への参加延べ人数も増加し、介護予防に対する意識の向上と維持継続の推進を図り、介護予防に努めることができました。	廃止	高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進することが重要であることから、二次予防事業は行わず、従来の一次予防事業に重点的に取り組んでいきます。
保険医療助成課	国民年金事務費	第1号被保険者に係る関係届書の受付・審査・報告、免除（法定・申請）関係届等の受付・審査・報告、第1号被保険者期間のみの年金裁定請求書の受付・審査・報告、障害基礎年金の現況届の受付・審査・報告、老齢福祉年金の関係届書の受付・審査・報告、第1号被保険者に係る適用関係相談などを行います。法定受託事務以外の届書等の回送、住所変更情報・未納者対策所得情報等の各種情報提供等の協力・連携事務を実施します。	国民年金の適正な事務執行	国民年金市町村処理要綱に基づき法定受託事務を適正に行います。				国民年金市町村処理要綱に基づき法定受託事務を適正に行います。	4	国民年金市町村処理要綱に基づき法定受託事務を適正に行いました。国民年金事務に係る協力・連携を行うことにより、住民サービスの向上と日本年金機構におけるより迅速な事務処理に寄与することができました。	現状維持	国民年金市町村処理要綱に基づき法定受託事務を適正に行います。国民年金事務に係る協力・連携を行うことにより、住民サービスの向上と日本年金機構におけるより迅速な事務処理に寄与していきます。
保険医療助成課	一般事務費	75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障がいがあり、申請して認定を受けた人を対象として、平成20年4月1日から施行された後期高齢者医療制度の事務事業を実施しています。三重県後期高齢者医療広域連合との役割分担の中で、市町の役割として、被保険者資格の取得・喪失、各種保険給付等に係る申請の受付事務等を行うとともに、広報経費や電算処理システム（広域連合とデータ連携している標準システム）委託料等に要する経費の執行管理を行います。	制度の適正な運営	後期高齢者医療制度の資格・給付に係る適正な事務処理に努めます。				後期高齢者医療制度の適正な運営に努めます。	4	高齢者に対する医療の確保のため、適切な事務事業を実施しました。	拡充・充実	後期高齢者医療制度は定着したとの認識の下、政府与党は当該制度の改善を図ろうとしています。本市としては現行制度の啓発、保険料の収納などに引き続き取り組んでいます。

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
保険医療助成課	徴収事務費	75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障がいがあり、申請して認定を受けた人を対象として、平成20年4月1日から施行された後期高齢者医療制度の事務事業を実施しています。三重県後期高齢者医療広域連合との役割分担の中で、市町の役割として、保険料の月割賦課や徴収・還付に係る事務を担っており、それらの事務を一元的に管理する電算システム委託料、納付書・督促状・催告書の通信運搬費等の徴収事務に要する経費の執行管理を行います。	制度の適正な運営	後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る適正な事務処理に努めます。			後期高齢者医療制度の適正な運営に努めます。	目標を達成できました。	4	後期高齢者医療保険料の適切な賦課・徴収のために事務事業を実施しました。	拡充・充実	後期高齢者医療保険料の賦課・徴収をさらに充実させていくために効率的な予算執行に努めます。
保険医療助成課	後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療制度の保険者である三重県後期高齢者医療広域連合の円滑な運営に資するために、当該広域連合に負担金を納付します。	制度の適正な運営	三重県後期高齢者医療広域連合に負担金を支出し、広域連合の財政的安定化に寄与します。			後期高齢者医療制度の適正な運営に努めます。	目標を達成できました。	4	医療保険者である三重県後期高齢者医療広域連合の適正な運営に寄与することができました。	拡充・充実	後期高齢者医療制度の改善に向けた国の動向を注視しながら、三重県後期高齢者医療広域連合の適正な運営に貢献していきます。
保険医療助成課	保険料還付金	被保険者の資格喪失や所得修正申告等により後期高齢者医療保険料（過年度分）過誤納付金が発生するため、その返還を行うことにより、被保険者の適正な保険料負担を確保します。	制度の適正な運営	後期高齢者医療保険料の還付に係る適正な事務処理に努めます。			後期高齢者医療制度の適正な運営に努めます。	目標を達成できました。	4	被保険者の適正な保険料負担のために適正な事務処理を行いました。	現状維持	今後も適正な保険料還付に係る事務処理に努めます。
保険医療助成課	一般事務費	国保事業全般にかかる必要経費です。（レセプト点検員、国保連合会との共同電算処理費など）	国保事業の適正な事務執行	国保事業全般にかかる経常経費で、適正に執行します。			国保事業全般にかかる経常経費で、適正に執行します。	目標を達成できました。	4	国保事業全般に係る経常経費であり、適正に執行しました。	現状維持	国保事業全般に係る経常経費であり、適正に執行するとともに、経費削減に努めます。
保険医療助成課	賦課徴収事務費	国民健康保険事業の健全な運営のため、賦課徴収を適正に行うための経常経費です。	収納率	国民健康保険事業の健全な運営のために保険料の収納率向上に努めます。	90%	90.4%		納付お知らせセンターからの電話による早期の納付勧奨、コンビニ収納の利用率の増加のほか、特別滞納整理推進室と連携した収納対策及び滞納処分の取組により収納率の向上を図ることができました。	3	納付お知らせセンターを活用した昼間、夜間、休日の早期の電話勧奨による納付忘れの防止、コンビニ収納利用による納付しやすい環境整備、窓口での納付相談等により収納率の向上を図ることができました。今後も引き続き、保険料負担の公平性確保のため、収納対策に取り組み、収納率の向上に努めます。	拡充・充実	国保事業のうち賦課・徴収にかかる経費であり、適正に執行するとともに、経費削減に努めます。特別滞納整理推進室と連携した取組のほか、当課においても、納付誠意のない滞納者に対しては、差押え等の滞納処分を行い収納率向上に努めます。
保険医療助成課	国民健康保険運営協議会運営費	国民健康保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、被保険者や保険医、保険薬剤師、公益団体等の代表者18名で組織されています。	運営協議会の開催	国民健康保険事業会計の予算、決算等を審議します。	2回	2回	国民健康保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、必要に応じて開催します。	国保会計の平成27年度予算、平成25年度決算が適正であると認められました。また、条例改正等について承認を得られました。	4	国民健康保険事業特別会計の財政運営、条例改正等の重要問題について、多方面からの広範な答申ができました。	現状維持	国民健康保険法に基づく協議会の設置であり、現状を維持します。また、協議会の開催については、必要に応じ開催します。

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
保険医療助成課	趣旨普及事業	国民健康保険事業の啓発のため、冊子の発行・広報への掲載をすることで、国民健康保険制度の理解度を高めるとともに、医療費削減を図るために後発医薬品の普及に努めます。	国保のしおりの発行部数	国民健康保険被保険者への周知を図ります。	50,000部	38,852部		目標を達成することができました。	3	国民健康保険被保険者に対し、事業内容の周知や、後発医薬品の普及に努めました。今後もより一層お知らせ内容を充実し、制度等の普及に努めます。	拡充・充実	国民健康保険制度への理解を深めてもらうための事業であり、掲載内容を充実し、制度等の普及に努めていきます。
保険医療助成課	一般被保険者療養給付費	診療・薬剤または治療材料の支給、処置・手術その他の治療・居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話、その他の看護・病院又は診療所への入院及びその治療に伴う世話、その他の看護に要する費用のうち本人負担を除いた額について支給し、一般被保険者の健康回復及び経済的負担の軽減を行います。	保険給付の適正な事務執行	法に基づき、適正に給付します。			法に基づき、適正に給付します。	目標を達成できました。	4	法に基づき、適正に給付しました。	現状維持	今後も法に基づき、適正に給付します。
保険医療助成課	退職被保険者療養給付費	診療・薬剤または治療材料の支給、処置・手術その他の治療・居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話、その他の看護・病院又は診療所への入院及びその治療に伴う世話、その他の看護に要する費用のうち本人負担を除いた額について支給し、退職被保険者の健康回復及び経済的負担の軽減を行います。	保険給付の適正な事務執行	法に基づき、適正に給付します。			法に基づき、適正に給付します。	目標を達成できました。	4	法に基づき、適正に給付しました。	現状維持	今後も法に基づき、適正に給付します。
保険医療助成課	一般被保険者療養費	療養の給付が受けられない状況（被保険者証をやむを得ない事由で提示できなかった場合やコルセット・あんま・マッサージ・鍼灸・柔整等で保険者が治療の給付が行えない場合など）で、療養に要した費用から本人負担を除いた額を給付し、一般被保険者の健康の回復と経済的負担の軽減を行います。	保険給付の適正な事務執行	法に基づき、適正に給付します。			法に基づき、適正に給付します。	目標を達成できました。	4	適正な給付に努め、被保険者の自己負担を軽減することができました。	現状維持	今後も法に基づき、適正に給付します。
保険医療助成課	退職被保険者療養費	療養の給付が受けられない状況（被保険者証をやむを得ない事由で提示できなかった場合やコルセット・あんま・マッサージ・鍼灸・柔整等で保険者が治療の給付が行えない場合など）で、療養に要した費用から本人負担を除いた額を給付し、退職被保険者の健康の回復と経済的負担の軽減を行います。	保険給付の適正な事務執行	法に基づき、適正に給付します。			法に基づき、適正に給付します。	目標を達成できました。	4	適正な給付に努め、被保険者の自己負担を軽減することができました。	現状維持	今後も法に基づき、適正に給付します。
保険医療助成課	審査支払事務手数料	三重県国民健康保険団体連合会へ診療報酬明細書（レセプト）の審査に係る事務手数料を支払います。	過誤の適正な事務処理	連合会規則に基づき、適正に支払います。			連合会規則に基づき、適正に支払います。	目標を達成できました。	4	レセプト点検を適正・迅速に行うため、連合会規則に基づき手数料の支払を行うことで、医療費の適正化に寄与することができました。	現状維持	今後も連合会規則に基づき、適正に支払いを行い、医療費の適正化に努めます。

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
保険医療助成課	一般被保険者高額療養費	手術等の措置が必要な治療に際し、その費用が高額となったとき、自己負担の軽減を図り医療保険の機能をより有効に働かせるため、同一月に同一医療機関での自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を申請により給付し、一般被保険者の健康の回復と経済的負担の軽減を行います。	保険給付の適正な事務執行	法に基づき、適正に給付します。			法に基づき、適正に給付します。	目標を達成できました。	4	法に基づき、適正に給付し、被保険者の自己負担額を軽減することができました。	現状維持	今後も法に基づき、適正に給付します。
保険医療助成課	退職被保険者高額療養費	手術等の措置が必要な治療に際し、その費用が高額となったとき、自己負担の軽減を図り医療保険の機能をより有効に働かせるため、同一月に同一医療機関での自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を申請により給付し、退職被保険者の健康の回復と経済的負担の軽減を行います。	保険給付の適正な事務執行	法に基づき、適正に給付します。			法に基づき、適正に給付します。	目標を達成できました。	4	法に基づき、適正に給付し、被保険者の自己負担額を軽減することができました。	現状維持	今後も法に基づき、適正に給付します。
保険医療助成課	一般被保険者高額介護合算療養費	医療にかかった費用と介護にかかった費用を合算して高額となる時、自己負担の軽減を図り、安心して医療や介護のサービスを利用するため、同じ医療保険制度の世帯内で、1年間の医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算した額が著しく高額で、自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を申請により給付し、一般被保険者世帯の経済的負担の軽減を行います。	保険給付の適正な事務執行	法に基づき、適正に給付します。			法に基づき、適正に給付します。	目標を達成できました。	4	法に基づき、適正に給付し、利用者の負担軽減をすることができました。	現状維持	今後も法に基づき、適正に給付します。
保険医療助成課	退職被保険者等高額介護合算療養費	医療にかかった費用と介護にかかった費用を合算して高額となる時、自己負担の軽減を図り、安心して医療や介護のサービスを利用するため、同じ医療保険制度の世帯内で、1年間の医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算した額が著しく高額で、自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を申請により給付し、退職被保険者世帯の経済的負担の軽減を行います。	保険給付の適正な事務執行	法に基づき、適正に給付します。			法に基づき、適正に給付します。	実績無しのため、分析不可です。	4	平成26年度は申請がありませんでしたが、今後も法に基づき、適正な給付を行い、利用者の負担軽減に努めます。	現状維持	今後申請があった場合には法に基づき、適正に給付します。
保険医療助成課	一般被保険者移送費	移動困難な被保険者を、一時的・緊急的な必要性により病院等に移送したときに、申請により支給します。	適正な事務執行	法に基づき、適正に給付します。			法に基づき、適正に給付します。	実績無しのため分析不可です。	4	平成26年度は申請がありませんでしたが、今後も法に基づき、適正な給付を行い、利用者の負担軽減に努めます。	現状維持	今後申請があった場合には法に基づき、適正に給付します。
保険医療助成課	退職被保険者移送費	移動困難な被保険者を、一時的・緊急的な必要性により病院等に移送したときに、申請により支給します。	適正な事務執行	法に基づき、適正に給付します。			法に基づき、適正に給付します。	実績無しのため分析不可です。	4	平成25年度は申請がありませんでしたが、今後も法に基づき、適正な給付を行い、利用者の負担軽減に努めます。	現状維持	今後申請があった場合には法に基づき、適正に給付します。

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
保険医療助成課	出産育児一時金	被保険者の出産に対して支給し、経済的負担を軽減します。	出産育児一時金交付件数	法に基づき適正に給付します。	283件	276件	法に基づき適正に給付します。	目標を達成できました。	4	法に基づき、適正に給付しました。また、「出産育児一時金直接支払制度」では、被保険者の出産時の経済的不安を解消し、安心して出産で決め環境を提供することができました。	現状維持	今後も法に基づき、適正に給付します。
保険医療助成課	出産育児一時金支払手数料	三重県国民健康保険団体連合会へ「出産育児一時金直接支払制度」に係る出産育児一時金支払手数料を支払います。	適正な事務執行	連合会規則に基づき、適正に支払います。	/	/	連合会規則に基づき、適正に支払います。	目標を達成できました。	4	連合会規則に基づき、適正に支払いました。	現状維持	今後も連合会規則に基づき、適正に支払います。
保険医療助成課	葬祭費	被保険者が死亡したとき、葬祭を行った者に対して支給します。	被保険者が死亡した際の、葬祭を行った者に対する支給	法に基づき適正に給付します。	408件	371件	法に基づき、適正に給付します。	目標を達成できました。	4	法に基づき、適正に給付し、葬祭者の負担軽減に寄与することができました。	現状維持	今後も法に基づき、適正に給付します。
保険医療助成課	後期高齢者支援金	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療にかかる費用のうち、後期高齢者被保険者自身が医療機関で支払う窓口負担を除いた分を、公費（国・都道府県・市町村）が約5割、後期高齢被保険者が広域連合へ納める保険料が1割、残りの約4割を各医療保険者（健保、国保等）が社会保険診療報酬支払基金へ支払うことにより、世代間の負担の公平をしようとするものです。	適正な事務執行	法に基づき、適正に納付します。	/	/	法に基づき、適正に納付します。	目標を達成できました。	4	法に基づき、適正に納付し、後期高齢者医療費事業の安定経営に寄与することができました。	現状維持	今後も法に基づき、適正に納付します。
保険医療助成課	特定健診関係事業	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40～74歳の国保加入者を対象に、特定健康診査の受診及び保健指導を実施することにより、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療により、将来の医療費削減を図ります。	特定健診受診率	津市第2期国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づいています。	46%	39.5%	広報紙やホームページなどで啓発を行うほか、65～74歳の未受診者に対し電話勧奨の実施、モデル地区内の40～64歳の未受診者に対し訪問勧奨の実施、40～74歳の未受診者に対し勧奨はがきの送付を行いました。	平成26年度の取組として65～74歳の未受診の人に電話勧奨、モデル地区の40～64歳の未受診者の人に訪問による受診勧奨、40～74歳の未受診者に受診勧奨はがきの送付を行いました。目標値に達することはできませんでした。受診率は年々向上してきていますので、今後も更なる受診率向上対策に取り組み、健康づくり・生活習慣病予防・重症化予防に努めます。	2	平成26年度の取組として65～74歳の未受診者を対象に電話等による受診勧奨を実施しましたが、平成27年度においては、初めて国保特定健診の対象となる40歳、退職後国保加入者が多い61歳を対象に健診の受け方について電話で案内し、毎年健診を受ける人を増やす取組を行います。また、受診率の低い敬和地区をモデル地区とし未受診者への訪問勧奨を行います。さらに、40～74歳の未受診者へはがきによる受診勧奨を行うなど、今後も様々な手法を講じ受診率向上に努めます。	拡充・充実	

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
保険医療助成課	特定保健指導関係事業	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40～74歳の国民健康保険加入者のうち特定健康診査を受診した結果により特定保健指導の対象となった人に保健指導を行い、対象者自らが生活習慣を振り返り、生活習慣の改善に取り組み、自分の健康に関する自己管理ができるようになることを目的とします。そのことによりメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少、将来の医療費の削減を図ります。	特定保健指導の実施率（終了率）	津市第2期国民健康保険特定健康診査等実施計画の基準によります。	30%	15.1%		健康測定会を実施し、その場での特定保健指導を行ったり、訪問での特定保健指導を直営で実施したりと工夫して取り組んだため、昨年度より申込率の向上が見られました。しかし、目標値には至らず、今後も申込率向上対策が必要です。	2	特定保健指導は健診受診者の内、一定の基準により対象者を選定し、自ら定めた行動目標に取り組みながら生活習慣の改善をしてもらうため、将来の医療費削減という観点からは有効性があります。平成26年度の申込者率は昨年より増加したものの目標達成に至らない状況にあります。このことから、より一層特定保健指導の効果と必要性をアピールするとともに、引き続き健康測定会や訪問、電話による勧奨を実施し、申込者率の向上に努めます。	拡充・充実	平成26年度は健康測定会を実施し、参加者に対し特定保健指導を実施したところ、申込率が向上したため、平成27年度はさらに拡充しさらなる向上をめざし取組を強化します。平成26年度は積極的支援の申込率が減少したため、プログラムを簡素化し、継続しやすい内容での支援として実施し申込率向上につなげていきます。訪問型特定保健指導について、これまで積極的支援と動機付け支援の両方を実施していたが、多忙な働き盛り世代は日中訪問しても不在が多く、申し込み率向上に繋がらなかったため、平成27年度からは比較的在宅率が高いと思われる65歳以上の年代を中心に訪問し、利用勧奨を行い、その場で保健指導を行うなど利便性を高めていきます。また、毎年効果のある電話勧奨も引き続き行い、特定保健指導の効果を説明し、一人でも多くの方が利用するよう努めます。
保険医療助成課	がん検診等負担金	被保険者の健康保持及び増進を図ることを目的としています。	受診率	がん検診等の早期発見が医療費の抑制に寄与するため、検診率にしました。（受診年齢や生涯での受診回数が極端に制限されない、胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、大腸がんと健康診査39歳以下の受診率の平均を計上）	50%	26.1%		普及啓発に力を入れて受診率の向上に努めます。	3	がん予防及び早期発見を目的に助成を行うことにより、被保険者の負担軽減及び健康づくりの向上に寄与することができました。今後も受診率の向上に向けて、啓発に取り組んでいく。	拡充・充実	被保険者の疾病予防、早期発見により医療費の抑制に寄与するため、今後も受診率の向上に向け、啓発に向けて取り組んでいきます。
保険医療助成課	一般事務費	市民・被保険者の健康保持・増進及び国民健康保険事業の理解を図るための啓発事業を行います。	国保だより発行回数	啓発活動に伴う事務費のため、広報津への折込回数にしました。	2回	2回		目標を達成できました。	4	国民健康保険事業への理解及び健康意識の向上に寄与することができました。	拡充・充実	健康保持・増進、国民健康保険事業への理解を深めるため、更なる啓発に努めます。
保険医療助成課	一般被保険者過年度保険料還付金	一般被保険者の保険料の適正賦課を実施します。	還付等の適正な事務執行	国保の資格喪失に伴う事務処理を適切に行いません。			国保の資格喪失に伴う事務処理を適切に行いません。	目標を達成できました。	4	国民健康保険の資格喪失や所得の修正申告等に伴う保険料の過誤納付金の還付を適正に行いました。	現状維持	今後も、適正な保険料の還付を行います。
保険医療助成課	退職被保険者過年度保険料還付金	退職被保険者の保険料の適正賦課を実施します。	還付等の適正な事務執行	国保の資格喪失に伴う事務処理を適切に行いません。			国保の資格喪失に伴う事務処理を適切に行いません。	目標を達成できました。	4	国民健康保険の資格喪失や所得の修正申告等に伴う保険料の過誤納付金の還付を適正に行いました。	現状維持	今後も保険料の還付を適正に行います。
保険医療助成課	一般被保険者過年度保険税還付金	一般被保険者の保険税の適正賦課を実施します。	還付等の適正な事務執行	国保の資格喪失に伴う事務処理を適切に行いません。			国保の資格喪失に伴う事務処理を適切に行いません。	実績無しのため、分析不可能です。	4	実績はありません。	現状維持	今後も保険税の還付を適正に行います。

健康福祉部

評価：4=できている 3=概ねできている 2=課題克服が必要 1=未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
保険医療助成課	退職被保険者過年度保険税還付金	退職被保険者の保険税の適正賦課を実施します。	還付等の適正な事務執行	国保の資格喪失に伴う事務処理を適切に行ないます。			国保の資格喪失に伴う事務処理を適切に行ないます。	実績無しのため、分析不可能です。	4	実績はありません。	現状維持	今後も保険税の還付を適正に行います。
保険医療助成課	一般事務費	診療所維持運営に係る経費です。	安全・安心なまちづくりの実施	過疎地域の医療であるので安心・安全な街づくりを目指します。			過疎地域の医療であるので安心・安全な街づくりを目指します。	医師を確保でき、支障なく診療ができました。	4	過疎地域にあって医療体制を確保することは、安全で安心して暮らせるまちづくりの根幹を成すものであり、大きな役割が果たせました。	現状維持	過疎地域にあって医療体制を確保することは、安全で安心して暮らせるまちづくりの根幹を成すものですので、現状を維持します。
保険医療助成課	薬品費	診療に必要な医薬品の購入費です。	診療件数	診療行為に付随して投薬する医薬品であるため、診療件数になります。			必要な医薬品を適宜調達し、支障なく診療します。	目標を達成しました。	4	必要な医薬品を適宜調達し、支障なく診療が実施できました。	現状維持	今後も必要な医薬品を適宜調達し、支障なく診療を行います。
健康づくり課	一般管理事業	市民の健康維持・増進を図るために、保健センター施設の管理運営及び保健衛生事業を行うとともに、河芸保健センター、美里保健センターの適切な維持管理と各保健センター施設（中央、河芸、芸濃、美里、安濃、香良洲、一志、白山）の使用許可業務を行い、利用者の利便性を図ります。 また、保健事業等の円滑な推進を図るため、医師会や歯科医師会等との連携・協力を図ります。	健康づくりの提供及び相談場所としての拠点	保健センターの場所や機能を広く市民に知ってもらうための周知や保健事業の啓発を行い、健康づくりの提供及び相談場所としての整備に努めます。			健康づくりや健康管理について学ぶ機会を提供し、健康や育児不安について気軽に相談ができる場所として、利用しやすい施設整備に努めます。	久居保健センターの整備に伴い健診及び相談事業がより安全・安心に行えるようになり、母子健康事業及び健康づくり事業推進が円滑に行いました。	4	「河芸保健センター」「美里保健センター」については、設備保守の業務委託により適切な管理運営を行うことができたが、施設の老朽化による修繕業務に係る経費が増加傾向です。 久居保健センターが整備され、津市南部地区地域の拠点として、安全・安心に配慮した健診等が実施できる施設として整備することができました。	現状維持	新久居保健センターの整備に伴い、中央保健センターは中・北部地域の核的保健センターとして、久居保健センターは南部地域の核的保健センターとして確立され、地域の特性に合致した保健事業を提供できる基盤づくりができました。
健康づくり課	予防衛生事業	予防接種の接種率向上に努め、市民の免疫水準をあげることに伴い、感染症の発生及び流行を防ぎ市民の健康保持に努めます。 また、高齢者肺炎球菌ワクチンの費用助成等任意の予防接種の実施により、個人の感染症予防及び重症化予防を図ります。 さらに、結核予防のための予防接種、高齢者の胸部レントゲン検診により、結核の早期発見に努め、感染を防ぐことで市民の健康維持を図ります。	麻疹・風しん（MR）予防接種1期、2期の接種率	二種混合予防接種についても、抗体保有率を向上させるための重要な接種ですが、国の目標の集団免疫率85%を上回っていない状況であり、接種時期が児童期になるため、乳幼児期の接種に比べ保護者の意識も薄れていくことも予想されます。そのため、学校教育課との連携及び未接種者への再通知等による啓発により接種率向上に努めていきます。	95%	MR1期 MR2期 97.5% 94.6%	個別通知や就学児健診を利用してのチラシの配布に加え、平成26年度は、1歳6ヶ月児健診時における未接種者への接種勧奨し、更に地区担当保健師による個別勧奨を実施したため、MR1期については、目標を上回ることができました。	3	予防接種事業（定期接種【麻疹・風しん・三種混合・日本脳炎・ポリオ・BCG・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種・水痘・高齢者肺炎球菌・高齢者インフルエンザ】）の接種勧奨及び（任意接種【高齢者肺炎球菌費用助成】）の啓発し26年度から県外接種費用助成（A類）も実施し接種率の向上に向け適切に実施しました。 特に、MR予防接種については、対象者への個人通知に加え、未接種者への通知と学校教育課との連携、広報等による接種勧奨を行い、1歳6ヶ月健診時の未接種者への接種勧奨および地区担当保健師からの接種勧奨の結果、接種につながりました。今後も、引き続き機会をとらえて効果的な市民への啓発が必要と考えます。	現状維持	予防接種事業（定期接種・任意接種）を市民に広報するとともに、教育機関等との連携を図り、保護者等への周知徹底により、接種率の向上に努めます。	

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
健康づくり課	母子保健事業	市民が妊娠期から安心して出産に臨むことができ、出産後も健やかな育児ができるよう、途切れない支援を図り安心して産み育てられる母子保健の推進をめざします。 また、保護者が子どもの育ちに見通しが持てるよう、関係機関等とも連携を持ちながら、事業を通して出会いの機会を大切に、人との関係性が持てるような支援をめざします。	赤ちゃん訪問の訪問率	出産後、産後うつ及び育児などライフサイクルが急激に変わる時期であり、支援者と出会う機会として赤ちゃん訪問が大切な時期であるため、成果指標として設定します。	95%	93%	できる限り親子に会うため、不在の場合はチラシを投函したり、訪問拒否の場合も相談窓口の紹介を行います。 また、赤ちゃん訪問事業の目的に照らし、なるべく早期の訪問を心がけます。	定期的に医療機関・関係機関とのネットワーク会議や、産後ケア事業開始に当たり、医療機関・助産所との調整を密に行ったことで、連携が強化され、早期に対象者が把握できる状況になっています。 できるだけ4か月までに訪問を行うことが望ましいが、長期の里帰り等で会えない場合など5か月以降も訪問を行いました。	3	平成26年11月より、国の妊娠出産包括支援モデル事業として、産後ケア事業・産前産後サポート事業・母子保健相談支援事業に取り組みました。産後ケア事業では、出産後育児の協力者がおらず、育児不安が強い、育児の仕方がわからない、産後の疲労が強いなどの産婦を対象に医療機関・助産所に委託して宿泊等の方法で産後のレスパイト、育児指導、育児相談を行うことにより、産婦の疲労回復、育児手技の獲得、育児不安の軽減となったことが実施後のアンケートで把握できました。産前産後サポート事業として、母子保健推進員による赤ちゃん訪問後の見守り訪問、妊婦教室・育児教室への協力・広場の開催を行いました。母子保健相談支援事業として産後ケアや未熟児訪問のコーディネーターを配置し、医療機関・関係機関等と連携し、地区担当保健師とともに継続支援を行い、必要な時期に必要なサービスが受けられるような情報提供・啓発を行い、地域の中で見守られながら安心して妊娠・出産・子育てができるよう継続支援を行っていく必要があります。	拡充・充実	できる限り4か月までの全ての乳児を訪問ができるように、産科との連携により妊娠届出時の説明や、赤ちゃん訪問の啓発を行っていきます。また、医療機関や関係機関との連携の強化、地域の見守り役としての母子保健推進員の活動支援を行うことにより、保健師等の専門職により継続的な支援を行うとともに、妊娠期から訪問、相談等保健指導の充実を図ることにより、途切れない支援のための体制を整えていきます。
健康づくり課	健康診査事業	津市民が健康意識を持ち自己の健康管理のために、健康増進法健康診査、39歳以下健康診査、肝炎ウイルス検診、がん検診（胃がん・乳がん・子宮がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん）、歯周病検診を受診できる体制を整備し、市民の疾病の早期発見と健康づくりに繋がります。	乳がん検診受診率（40～69歳のマンモグラフィ検査）	乳がんによる死亡率が年々増加しているなか、乳がん検診受診率は横ばい状態にある。国の指針に基づいて年齢上限の調整をした乳がん検診受診率は、（40～69歳のマンモグラフィ検査）は44.1%（平成23年度実績）であり、国の目標である50%受診率の向上を目指します。女性ががん検診を受けていくことで、家族の健康意識が高まり、次世代にも継承していくことから、乳がん受診率を健康診査事業の成果指標とします。	47%	51%	受診機会拡大の定着、無料クーポン券送付対象者への再勧奨通知、過去の女性がん無料クーポン券対象者への受診勧奨により、乳がん検診の受診者が増加しました。 乳がん検診受診率（国の目標受診率50%×実績実現率101%）	4	平成26年度の目標値及び、国が示す40歳から69歳の受診率50%に達し目標を達成しています。	拡充・充実	市民へがん検診の必要性を広く啓発するとともに引き続き検診体制の充実が必要です。 2医師会の協力を得てがん検診の精度管理と受診勧奨を積極的に精密検査受診勧奨を積極的に行い、疾病の早期発見・早期治療・重症化予防を図ります。また、啓発活動では、子どもの頃からのがん予防の視点を持ち、県や教育部局などと連携を進めます。また、がん検診の精度管理として2医師会連絡協議会と協力し医療機関での行って頂くとともに、未受診者には受診勧奨通知を行い、精検受診率の向上を目指します。	

健康福祉部

評価：4=できている 3=概ねできている 2=課題克服が必要 1=未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
健康づくり課	健康づくり事業	市民自らが健康づくりに取り組み生涯を通じて健康でこころ豊かに楽しく元気に過ごすことができるよう、津市第2次健康づくり計画に基づいて、健康づくり等に関する正しい知識や生活習慣の改善に繋がる情報提供に努め、乳幼児から高齢者に向けた生涯を通じた健康づくりを進めます。 また、津市第3次健康づくり計画策定(平成28年度)に向けて、第2次計画の評価及びアンケート調査等を現状把握を行います。	ヘルスポランテア活動の満足感や充実感について	推進員数の増加とともに推進員の活動における充実感を加えて評価します。			ヘルスポランテアの活動の満足感や充実感について(アンケート及び意見を聞く)	ヘルスポランテア間の交流が図れて支部活動がさらに活発になりました。津市委託事業以外に自主的活動を行っています。 地域の団体と連携をとり地域で活動を進めています。組織の運営に一部の会員が苦慮しているところもあり、外部講師の講演、助言も取り入れ、意欲の継続に繋がったと思われる。今後も、組織運営への関わりが必要で	3	生活習慣の改善や健康づくりは一人では続けにくいことから、健康づくりの推進役として各推進員の養成を行い、健康づくり推進員及び食生活改善推進員は地域に応じた活動を行い、地域の人材強化につなげることができました。 ヘルスポランテア全体としては、毎年の合同研修会で、自らの活動意義を再認識し、市民をひきつける活動の在り方について、外部講師による研修を実施し、健康づくり推進への意欲向上につなげることができました。	拡充・充実	第2次健康づくり計画の4年目、市民一人ひとりが目標に向かって健康づくりに取り組むよう、健康づくりの普及啓発を図ります。そのためにも地域の健康づくり活動に取り組めるような環境をつくり、地域団体と健康を切り口に協同し、ヘルスポランテアの活動がさらに市民に拡大するような支援を行います。
地域医療推進室	救急医療事業	地域救急医療の提供を円滑かつ迅速に推進するため救急医療業務を行い、市民の安全・安心に寄与します。 初期救急医療体制（休日応急・夜間こども応急クリニック、久居休日応急診療所、夜間成人応急診療所）、二次救急医療体制（病院群輪番制）並びに三次救急医療体制（三重大学医学部附属病院救命救急センター）の役割を明確化し、市民の急病等に対応できる救急医療体制の充実を図ります。特に、三重大学医学部附属病院等の支援を得て、二次救急輪番病院への医師派遣事業及び津市救急遠隔画像診断システムの利用拡充に努め、さらに救急・健康相談ダイヤルの利用を促進し、救急搬送における二次救急医療機関への軽症者混在の改善を図り、二次救急医療体制の充実に努めます。	初期救急医療施設利用者数	二次救急病院において、初期救急患者と二次救急患者が混在することから、二次救急医療病院の疲弊を招いていることから、初期救急医療施設（休日応急・夜間こどもクリニック、久居休日応急診療所、夜間成人応急診療所）の利用度を高めることで二次救急医療施設の負担が軽減され、初期から三次救急までのそれぞれの役割分担が明確となることから、初期救急医療施設の利用者数を指標とします。	14,000人	10,722人	初期救急としての各応急診療所の役割が市民に認識されてきました。平成26年度については、津市休日応急・夜間こども応急クリニックにおいて、年末年始の昼間の診療を試行的に実施するなど、利便性の向上に努めました。さらに啓発に努め、初期救急、二次救急の役割を明確にしてい	4	これまでの取組みの結果、救急搬送件数に占める軽症患者の割合が年々減少傾向にあるなど、津市の救急医療体制は少しずつですが改善してきていることから、これまでの施策について、引き続き、取り組んでいきます。	拡充・充実	これまでの取組に加え、平成27年度についても引き続きM I E - N E Tの試験運用を実施し三重県及び二次救急医療機関等と運用に係るルールを作成を協議するなど、本格運用に向け、取組を進めます。また新たな応急診療所の開設に向け、平成27年度は当該診療所の実施設計及び運用面について、医師会等と協議を進めます。 今後も、引き続き、二次救急医療体制の充実に向け、医師会、大学病院等と連携し、市内医療資源を有効かつ効果的に活用した救急医療体制の確立を目指します。	
地域医療推進室	献血推進事業	採血事業者による献血の受け入れが円滑に実施されるよう献血活動を推進します。 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、献血に対する市民の理解を深める啓発活動とともに、非常時に血液の安定供給ができるよう、献血活動を推進します。	市内事業所等における採血者数	市内事業所等における年間の採血者数の実績をもって、啓発等の事業効果を判断します。	4,000人	4,549人	平成25年度における三重県の献血率及び10代・20代の献血率は全国最下位の状況であったが、実績値が前年度より増加し、目標数値を上回ることができました。献血者が減少傾向にある中、献血率を向上させるため献血思想の教育や更なる啓発等の工夫が必要です。	3	限られた台数の献血車両を市民が献血しやすい時間・場所等で実施することを考え、採血事業者との調整の中で、津まつりと同日開催される健康まつりにおける献血を平成25年度から実施しています。実績値が前年度より増加し、目標数値を達成することができたものの、全体的に献血者が減少傾向にあるため、献血率を向上させるために小・中学校の頃からの献血思想の教育や若年層に向けた啓発が課題です。	現状維持	現在は広域的な需給調整により安定的に供給されていますが、将来の人口構造を鑑みると、若年層の献血率を向上させる必要があります。今後も引き続き、献血事業者や県等関係機関と協力し、安定的な供給となるよう努めます。	

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
地域医療推進室	三重大学地域医療学講座支援事業	津市西部地域（白山町、美杉町等）は、過疎化、高齢化が急速に進行する状況にあり、市民が安全で安心して暮らしていくためには、その地域の医療体制の確保・充実が非常に大切なことです。 このため、津市と三重大学が協力連携を図り、地域医療学講座を開設することにより、当該地域を診療圏とする三重県立一志病院の人材確保を図り、実際の診療を行いながら、地域住民に健康で安心できる生活を提供するための医療保健体制に関する研究・教育を実施し、総合医療・家庭医療を基本とする地域医療の確保・充実と初期救急の充実を図ります。	地域住民が安心できる医療体制	地域住民が健康で安心して暮らせる医療を提供するため、医療体制の調査研究を指標としました。			市民の健康増進及び健康で安心できる生活に貢献する医療保健体制の調査、研究への支援	市民の健康増進等に貢献することを目的とし、子どもにおけるお茶のアレルギー予防効果を検証するため、美杉地域及び白山地域の小・中学生に対し一定期間、お茶を配布の上、アンケート調査を実施するなど、調査、研究への支援ができました。	4	美杉地域及び白山地域の子どもに対して、一定期間、お茶を配布の上、アンケート調査を実施するなど、市民の健康増進及び健康で安心できる生活に貢献する医療保健体制の調査、研究への支援ができました。また、国立大学法人三重大学から医師が派遣され、健康づくり推進のための方策や救急医療の方策の調査・研究、地域医療を担う学生や研修医への教育を実践する講座の開設を通じ、市民が安全で安心して暮らせる地域の医療体制の確保、充実に努めることができました。	現状維持	平成27年度においても、津地域医療学講座が市民の健康増進及び健康で安心できる生活に貢献する医療保健体制の調査や研究が効率的に実施できるよう引き続き、支援してまいります。また津地域医療学講座については、平成27年度末にて終了することから、平成28年度以降の更新の可否を検討し、更新するのであればより美杉地域等の地域医療が充実するよう、当該講座の内容について、三重大学及び三重県と協議する必要があります。
地域医療推進室	地域医療推進事業	地域医療推進室を設置し、救急医療、地域医療及び応急診療所等に係る業務を分掌し、関係機関との連携等による救急医療及び市民ニーズを踏まえた地域医療に係る業務の充実その他推進体制の強化を図ります。	地域医療体制の充実	救急医療や在宅医療の充実に向けた関係機関との連携強化のため、地域医療体制の充実を指標としました。			それぞれの立場で関係機関がチームとして連携し、住民が安心して暮らせる医療体制を充実	各医師会及び各地域包括支援センターと協働して、多職種による顔の見える関係づくりについて、一定の効果を得る事ができました。また在宅医療に関する意見交換会を開催したことにより両医師会のそれぞれの取組について、情報の共有ができました。 無医地区となっていた美杉地域伊勢地地区に対して、県立一志病院の協力のもと、医療を確保することができました。	4	医師会及び各地域包括支援センターと協働して、在宅医療の症例検討の研修会や情報交換を行うなど、多職種による顔の見える関係づくりを進め、地域医療体制の確立を図りました。また在宅医療に関する意見交換会を開催したことにより、両医師会がそれぞれ取り組んでいる多職種連携会議における情報を共有することができました。 無医地区となっていた美杉地域伊勢地地区に対して、県立一志病院の協力のもと、医療を確保することができました。	拡充・充実	引き続き、医師会及び各地域包括支援センターと協働して、多職種による顔の見える関係づくりを進め、地域医療体制の確立を図ります。さらに在宅医療に関する意見交換会を継続し、情報共有を図った上、津市全体の在宅医療を考える取り組みを実施してまいります。 美杉地域各地区の代表者、医師会、地元医師及び県立一志病院院長等を委員とした美杉地域医療在り方検討会を設置し、美杉地域における医療の現状と問題点を踏まえ、当該地域に持続可能な医療を確保できるよう、具体的な施策や方向性を検討します。
地域医療推進室	津応急診療所管理運営事業	医療機関の診療時間外における市民の急病に対応する応急診療を行い、市民の安心、安全に寄与するものです。 休日・祝日等の昼間における市民の急病に対応する小児科・歯科の応急診療を行うとともに、近年の核家族化・少子化などにより、子育てに関し相談できる人がいないなど、育児不安や病気の発見遅れなどを招く場合が増加していることから、毎日の夜間（準夜帯）における小児科専門医による応急診療を行います。	津応急診療所受診者数（診療所利用者数）	救急医療事業の成果指標の項で、初期救急医療施設（休日応急・夜間子どもクリニック、夜間成人応急診療所、久居休日応急診療所）の利用度を高めることで二次救急医療施設の医療負担を軽減し、初期から三次救急までのそれぞれの役割分担が明確となるという考え方から、初期救急医療施設の利用者（利用者）を指標としたところですので、診療所事業においても同様に受診者の伸びを成果指標とします。	8,800人	6,222人		平成26年度より歯科診療を祝日のみとしたこと、また、前年度と比べ上半期において熱中症等の応急的な受診行動に繋がる要因が少なかったことが考えられます。	4	小児科専門医による応急診療を行うこと、また、インフルエンザ簡易検査を実施することで、より安心した医療を提供することができました。また、平成26年度は、12月31日から1月3日までの昼間の診療を実施する等更なる小児科の応急診療の充実を図りました。	拡充・充実	二次救急医療機関の負担を軽減し、二次救急医療体制を確保するため、今後も、引き続き、各師会の協力を得て診療内容の充実にも努めます。平成27年度も引き続き小児科における年末年始の昼間の応急診療の実施に向けた取組みを進めます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成26年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成27年度以降の事業の方向性	所見
地域医療推進室	久居応急診療所管理運営事業	医療機関の診療時間外の休日における市民の急病に対応する応急診療を行い、市民の安心、安全に寄与します。	久居応急診療所受診者数（診療所利用者数）	救急医療事業の成果指標の項で、初期救急医療施設（休日応急・夜間こどもクリニック、夜間成人応急診療所、久居休日応急診療所）の利用度を高めることで二次救急医療施設の医療負担を軽減し、初期から三次救急までのそれぞれの役割分担が明確となるという考え方から、初期救急医療施設の受診者（利用者）を指標としたところで、診療所事業においても同様に受診者の伸びを成果指標とします。	2,200人	1,826人		年末年始の連休が大型連休となり、インフルエンザの流行が例年に比べ早く、年末年始の連休期と重なったことが考えられます。	4	休日診療について、休日応急・夜間こども応急クリニックとの内科及び小児科のすみ分けを実施し、同じ内科である夜間成人応急診療所と処方薬を統一する等、津地区医師会及び久居一志地区医師会から派遣される医師が混乱しないよう努め、受診者により安心した医療を提供することができました。	現状維持	津市応急診療所整備検討会から久居応急診療所については継続させることが望ましいとの提言も受けたことから、当面は引き続き、各師会の協力を得て応急診療所を運営し、二次救急医療機関の負担を軽減し、二次救急医療体制の確保に繋がるよう努めます。
地域医療推進室	津成人応急診療所管理運営事業	毎夜間における成人の急病に対応する応急診療を行い、初期救急患者が受診し医療業務が過重となり疲弊が著しい二次救急病院の負担を軽減することで、救急搬送など重篤時の医療を確保し、市民の安全に寄与します。	津成人応急診療所受診者数（診療所利用者数）	救急医療事業の成果指標の項で、初期救急医療施設（休日応急・夜間こどもクリニック、夜間成人応急診療所、久居休日応急診療所）の利用度を高めることで二次救急医療施設の医療負担を軽減し、初期から三次救急までのそれぞれの役割分担が明確となるという考え方から、初期救急医療施設の受診者（利用者）を指標としたところで、診療所事業においても同様に受診者の伸びを成果指標とします。	3,000人	2,674人		年末年始の連休が大型連休となり、インフルエンザの流行が例年に比べ早く、年末年始の連休期と重なったことが考えられます。	3	医師会・薬剤師会等の支援により、成人を対象とした夜間の応急診療を実施し、急な発熱や腹痛などの軽症受診者に医療を提供することができました。しかしながら、夜間成人応急診療所は暫定的な施設であるため、洗腸等の軽症患者への処置が困難な場合もあり、恒久施設としての新たな応急診療所の整備を進める必要があります。	拡充・充実	二次救急医療機関の負担を軽減し、二次救急医療体制を確保するため、今後も、引き続き、各師会の協力を得て診療内容の充実に努めるとともに、津市応急診療所整備検討会からの提言を心まえ、恒久施設として成人を対象とした応急診療所の平成29年度の供用開始に向け、整備を推進します。
保険医療助成課	医療給付事業	所得に対して医療費（不妊治療・不育症治療においては治療費。以下同じ。）の負担が大きい障がい者、65歳以上障がい者、一人親家庭等、妊産婦、精神障がい者、子ども並びに不妊治療・不育症治療を受ける夫婦に対し、医療費の一部を助成することにより、対象者やその世帯等の生活の安定及び経済的負担の軽減を図ります。 また、医療機関等に対し、当該医療費助成額を算出する基礎となる領収証明書作成に係る経費を助成することにより、医療費助成事務の円滑な実施を行います。	適正な給付	本事業は、対象者に対して医療費の一部を助成するものであり、条例等の規定に基づき適正な給付に努めます。			条例等に基づき適正な給付を行います。	適正な給付を行いました。	4	医療費助成により、対象者やその世帯等の生活の安定及び経済的負担の軽減を図ることができました。 また、証明事務手数料の助成により、医療費助成事務の円滑な実施に寄与することができました。	拡充・充実	子ども医療費助成の拡大（中学生通院）及び、障がい者医療費拡大（精神障がい者の通院）など、現状を取り巻く環境の変化を踏まえ、制度の拡大が実施されるよう、引き続き三重県に要望を行っていきます。